

年金払い保険二重課税判決

関心高まる還付請求ビジネス 保険研究会の誕生や代行サービスも

年金形式で受け取る生命保険に相続税と所得税の双方を課するのは違法、とした最高裁の判決は関係各方面に大きな衝撃を与えている。今回の相続を巡る「二重課税」の問題は、年金保険以外にも定期預金や個人年金商品、学資保険等の金融商品にも影響を与えかねないとされているだけに、財務省サイドは慎重な姿勢で生命保険に対する二重課税の改善に着手している。そうした中、今回の「二重課税問題」を契機に、改めて税理士が正しく保険の知識を学ぶことを目的とした「会計人保険研究会」が誕生。また、年金保険二重課税の還付請求代行サービスを行う会計事務所も現れ、新たなビジネスチャンスを求める動きが活発化してきた。

生命保険の死亡保険金で且つ被相続人が保険料を負担した部分に相当する保険金のうち、年金方式で支給を受けている部分について、それが二重課税に当たるとして徴収した所得税を還付すべきとした最高裁の判決(7月6日付)。

受取年金を受給者の所得として所得税を課税する、とした取り扱いは、昭和43年の「家族収入保険の保険金に関する課税について」の通達に基づいて運用されてきた。実に、40年以上も前から死亡保険年金への所得課税は半ば「常識」とされてきたわけだが、最高裁が「違法な二重課税」との判断を示して以来、税務当局と生保会社で還付手続き等の問題解決に向けた調整が進んでいる。

今後、所得税の還付が必要になる生命保険商品の調査をはじめ、年内をめどに二重課税か否かの「線引き」をするための指針を決定する。また、他の金融商品でも二重課税に当たるケースがないかを調査し、来年度の税制改正で見直す方針だ。

この還付請求については、「5年まで遡る」とした方針が伝えられているが、実際に還付を受けるためには、納税者からの「更生の請求」という還付請求の手続きを経る必要がある。保険会社から受給者へ通知がなされ、受給者が還付に必要な書類をそろえて税務署に還付請求する、という流れがイメージされるが、保険会社からの通知が届いた際には混乱も予想される。ましては、手続きの煩雑さから還付を断念する対象者も多く発生することが考えられる。普段税理士との縁が薄い一般人が受

給者のほとんどを占めるであろうから、そういう意味では、「還付請求において税理士が関与する可能性は高い」(都内の税理士)とした見方も出ている。

つまり、今回の最高裁の判決は、保険還付問題への対応のみならず、今後税理士がいよいよ保険ビジネスにどう取り組んでいけばいいのかを考えさせられる機会を与えてくれた、とあって過言ではない。そういった観点に立ち、新たに発足したのが「会計人保険研究会」だ。

同研究会は、税金に関してはエキスパートであるものの、保険に関してはなかなか学ぶ機会がないという会計人を対象に、顧問先のために正しく保険の知識を習得する目的で設立された団体。

保険会社が差別化のために様々な保険商品を新たに開発したため、保険商品は膨大な数になり、企業・個人の多様なニーズに応えられるよう変化し続けている。

そのため、過去に掛けた保険が今も最適かどうかを見直す契約者も増えてきていることから、その時々に変化する税金対策も含めて、保険商品を選ぶときは総合的な判断が税理士に求められている。

こうしたニーズに対応していくため、活動の第一歩として会計人対象に保険還付金問題に対応するための無料保険セミナー「税理士が知っておきたい保険の知識講座 基礎編」を8月18日の東京会場を皮切りに、横浜(8/19)、名古屋(9/8)、大阪(9/9)、博多(9/10)、熊本(9/11)の各地で開催していく。主催は、会計人保険研究会(東京・立

川市、事務局長=山口真氏)

また、同研究会では、インターネットのサイト「保険還付ドットコム」(<http://www.hokenkanpu.com>)を発足と同時に立ち上げ、今回の二重課税問題の進捗状況をリアルタイムに掲載している。

このサイトでは、二重課税問題をはじめ、相続、保険、税金に関連した問い合わせについては、東京をはじめ全国の会員会計事務所が窓口となり、企業や個人からの相談ニーズに対応していく。

このほか、今回の「二重課税裁判」を契機に、還付請求代行サービスをイ



▲保険還付ドットコムのサイト

ンターネットでPRする会計事務所も現れてきており、成功報酬型のサービスを前面に出し、アピールしている。

最高裁の判決の影響は、「還付対象者のみならず国、保険会社、税理士を巻き込み、とても大きな問題になっていくと思われる。保険と税金に強い会計人保険研究会がその後ろ盾となり支援していければ」(石渡正明税理士・同協会会員、千葉・木更津市)と話している。国民から見た「税の公正性」を重視した観点からも注目される今回の判決。税理士の保険ビジネスにも少なからず影響を与えそうだ。

年に一回だけ開催される 会計人増客研究会無料セミナー

「売上3億円以上の大型会計事務所が『今』やっていること」「伸びる税理士事務所の作り方」「新しい税理士事務所の作り方」の著者で知られる井上達也氏がさきさき発足させた会計人増客研究会では、会計人対象に無料セミナーを開催します。

同研究会は、純粋に事務所を伸ばすことに焦点を当て、単にマーケティングだけでなく、顧問先を獲得するために幅広い知識を学ぶ場としてスタートしたものです。

この研究会に入会すると、増客のためのDVDや事務所ごとの個別アドバイス、新しい顧客開拓の秘策などが会員に随時、提供される。

セミナーでは顧問先の獲得方法や事務所を大きくする方法など事務所

経営の参考になる話が聞けるチャンスです。すぐ満杯になる人気のセミナーなので、お早めにお申し込みを。

セミナー会場は以下のとおり。(ご予約制。各会場20名限定) 各午後1時開場 1時30分開場



- ・東京都新宿区 8月18日(水)
- ・神奈川県横浜市 8月19日(木)
- ・愛知県名古屋 9月8日(水)
- ・大阪府大阪市 9月9日(木)
- ・福岡県福岡市 9月10日(金)
- ・熊本県熊本市 9月11日(土)

たのめーる

税理士協同組合 組合員様専用
たのめーるをご利用いただけます。



1,500円(税別)以上お買上げで送料無料!

サービスの概要・新規お申込は...

日本税理士協同組合連合会ホームページ
<http://www.nichizei.or.jp/>

HOME

事業のご案内

共同購入事業

大塚商会「たのめーる」

ただいま
発刊中
VOL. 23

このページを
ご覧ください

「たのめーる」は、(株)大塚商会が発刊している、オフィス総合通販カタログです。商品はOAサブライ・文具・生活用品等で構成され商品点数は約20,700点(vol.23現在)。同様にインターネットでは約65,000点の商品を取り揃えています。

大塚商会